

川崎市子ども・若者等支援事業 業務委託

プロポーザル選考委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 「川崎市子ども・若者等支援事業」に係る業務の委託業者を選定するに当たり、企画提案方式による、公平かつ適正な審査、評価及び選考を行うことを目的として、「川崎市子ども・若者等支援事業」業務委託プロポーザル選考委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 提出された書類の審査に関すること。
- (2) 企画提案内容の評価及び事業者の選考に関すること。
- (3) その他前条の目的を達成するために必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織し、別表に掲げる者をもって充てる。

- 2 委員長が事故その他の事由により職務を遂行できないときは、その他の委員の互選により選ばれた委員がその職務を代行する。

(会議等)

第4条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長はその会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数

のときは、委員長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第5条 委員会は、審査等のために必要と認めるときは、関係者に出席を求めて、その説明又は意見を聞くことができる。

(書類の審査等)

第6条 委員会は、あらかじめ別に定める基準に基づき、事業者からの提出書類を審査し、企画提案内容を評価し、及び事業者の選考を行う。

(評価結果の報告)

第7条 委員長は、前条の規定による審査結果、評価結果及び選考結果をこども未来局契約指名選定等委員会に報告するものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、こども未来局青少年支援室において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和4年3月4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年2月7日から施行する。

別表（第3条関係）

委員長	こども未来局青少年支援室長
委員	<p>こども未来局青少年支援室担当課長〔施設指導・調整〕</p> <p>こども未来局青少年支援室担当課長〔青少年育成〕</p> <p>こども未来局総務部企画課長</p> <p>川崎区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）地域ケア推進課長</p> <p>教育委員会事務局学校教育部支援教育課長</p>